

70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）

3 目的

高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務となったことを踏まえ、この努力義務に対応する事業主の拡大を図るため、70歳以上まで働ける制度を導入していない企業・団体（以下「企業等」という。）へ70歳雇用制度導入アドバイザー※（社会保険労務士。以下「アドバイザー」という。）を派遣し、企業等の課題解決を支援する。

※ 企業等を訪問してアドバイスを実施するもので、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣ではない。

4 委託業務の内容

（1）アドバイザーを派遣する企業等の開拓

ア 中小企業を中心に150社以上

イ 埼玉県と調整するとともに、以下に留意すること。

（ア）幅広い業種とすること

（イ）特定の地域に偏らないよう、県内全域を対象とすること

（ウ）広報による募集を行いつつ、受託者のネットワーク等を十分に活用するなど効率的かつ効果的な選定を行うこと。

（2）アドバイザーの派遣

ア アドバイザーの配置

（ア）アドバイザーは、社会保険労務士とする。

（イ）県内全域を対象に効率的な訪問ができるよう、適当数を配置する。

イ アドバイザーの業務

企業等が70歳以上まで働ける制度を導入するよう働きかけるとともに、適切なアドバイスを実施する。また、70歳雇用確保助成金制度、シニアの活躍の場の拡大事業など埼玉県が実施する他の事業に関する情報について、企業等訪問の際などに提供する。

ウ 企業等数及び回数

150社以上に対し1社当たり2回程度を標準とする。ただし、継続的な支援が必

要であると判断される場合は、埼玉県と協議の上、2回を超えて派遣することができる。

エ 派遣の実施方法

(ア) 受託者は、アドバイザーの派遣を希望する企業等から様式1（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣申請書）を受け付ける。

(イ) 受託者は、速やかに対象企業等の課題について精査し、アドバイザーを選定する。

(ウ) 受託者は、様式1により、選定した専門家について埼玉県に随時、電子データで報告する。

(エ) 報告内容について埼玉県が確認した後、受託者はアドバイザーを派遣し対象企業等へのアドバイスに着手する。

オ 派遣結果の報告

アドバイザーは様式2（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣結果報告書）により、支援結果を受託者に電子データで提出する。

(3) 実施状況の報告等

ア 業務報告

受託者は、以下のとおり様式2～様式4により、電子データで翌月10日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までに埼玉県に報告する。ただし、令和5年3月中に訪問した企業等に係る報告の方法については、別途、埼玉県と調整の上決定する。

(ア) 様式2

アドバイザー派遣が完了した案件について提出する。派遣先ごとに様式1と1つのExcelファイルにまとめる。

(イ) 様式3（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣一覧表）

アドバイザー派遣の申請を受けたすべての案件について記載し、提出する。

(ウ) 様式4（業務報告書）

アドバイザー派遣が完了した案件について記載し、提出する。

イ 実施結果報告

受託者は、委託期間の終了後、アドバイザー派遣の実績の集計やまとめを行い、実施結果報告書（A4版、様式任意）を作成し、埼玉県に紙2部及び電子データで提出する。

(4) その他

ア 消耗品

企業等に働き掛けるために送付物を封入する封筒は、受託者の要望に応じて、埼玉県が埼玉県指定の封筒を用意し、受託者に提供する。

イ 埼玉県との連絡調整

受託者は、埼玉県と必要に応じて、随時打合せを行う。

(5) 成果目標

ア アドバイザー派遣企業等数 150社以上

イ アドバイスした結果、70歳以上まで働ける制度の導入について取組を進めている企業等（取組を具体的に予定している企業等を含む。）の割合 5割以上

5 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、埼玉県と連携を密にしなければならない。
- (2) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 受託者は、本業務終了後、引継を適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払いとするが、委託業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況により、受託者は概算払いを請求することができる。
- (2) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合や、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を埼玉県に返納するものとする。